

# 茨城県報

第6174号

昭和48年11月26日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告示

●国民健康保健法による申出の範囲を縮小した療養取扱機関(医療福祉課).....	1	ページ
●土地改良事業の認可(3件)(農地管理課).....	1	
●土地改良事業の適当決定(3件)( " ).....	2	
●道路の供用開始(道路維持課).....	4	

### 公告

●住宅地造成事業の工事完了(建築指導課).....	4
●建築許可に関する聴聞(5件)( " ).....	4

### 正誤

●昭和48年10月16日付茨城県報号外中.....	6
---------------------------	---

## 告示

### 茨城県告示第1146号

下記の療養取扱機関は、国民健康保険法第37条第5項の規定による申出の範囲を縮小したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第2項の規定により告示する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

記

機関番号	療養取扱機関名	所在地	他都道府県申出範囲		効力発生年月日
			前	後	
032.056.4	塚田眼科医院	土浦市中城町918	全国	東京都を除く全国	48.11.12

### 茨城県告示第1147号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

土 地 改 良 区	実 施 地 区	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
豊田新利根土地改良区	下根本第二地区	昭和48年8月27日	昭和48年11月17日
同 上	破竹地区	同 上	同 上

茨城県告示第1148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

市 町 村 名	実 施 地 区	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
旭 村	上鹿田地区	昭和48年7月26日	昭和48年11月17日
同 上	造谷地区	同 上	同 上
北 浦 村	本宿地区	昭和48年7月12日	同 上
銚 田 町	半原地区	昭和48年7月13日	同 上
同 上	富田地区	同 上	同 上

茨城県告示第1149号

昭和48年7月10日付で報恩寺土地改良区から申請のあつた深町地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和48年11月17日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

茨城県告示第1150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

土 地 改 良 区	実 施 地 区	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
幸 江 崎 土 地 改 良 区	幸 江 崎 地 区	昭和48年12月3日から 昭和48年12月24日まで	三 和 町 役 場 結 城 市 役 場
三和西部土地改良区	三 和 西 部 地 区	同 上	三 和 町 役 場

茨城県告示第1151号

五霞村長大沢軍治から、昭和48年10月4日付で認可申請のあつた幸主地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

1 縦覧に供する書類

幸主地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和48年12月3日から昭和48年12月24日まで

3 縦覧の場所

五霞村役場

茨城県告示第1152号

石岡台地土地改良区が行なおうとする羽鳥地区土地改良事業（維持管理）については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

1 縦覧に供する書類

石岡台地土地改良定款の写し

羽鳥地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和48年12月3日から昭和48年12月24日まで

3 縦覧の場所

美野里町役場

茨城県告示第1153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和48年11月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

- 1 路線名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 土浦市矢合場1860番の1から  
新治郡桜村大字花室1426番まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年11月26日

公 告

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年10月12日に完了したことを公告する。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

(第6工区)

取手市大字取手字仲内甲75番地の一部、甲77番地、甲78番地、甲174番地、甲175番地、甲177番地の一部、甲178番地、甲179番地の一部、乙263番地の1、同番地の2、乙546番地～乙550番地、乙555番地～乙560番地、乙560番地の1、乙561番地～乙569番地、乙570番地の一部、乙571番地～乙574番地、乙575番地の一部

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区銀座3-15-10

八重州興業株式会社

代表取締役 梶 勲

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

- 1 聴聞期日 昭和48年11月28日 午後3時

- 2 聴 職 場 所 猿島郡総和町大字女沼字沼田南62-2
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
倉庫業を営む倉庫の新築
- 4 申請者住所氏名 猿島郡総和町大字女沼386  
影 山 文 雄
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺 369.00㎡
- 6 建築物の位置 猿島郡総和町大字女沼字沼田南62-2
- 7 敷 地 面 積 991.347㎡

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和48年12月3日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 土浦市常名字大山3965
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの  
(自動車整備工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 水戸市千波町海道付1982  
茨城三菱自動車販売株式会社  
取締役社長 上 田 仁
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 延面積125.66㎡ 既存延面積1,046.95㎡  
原動機1.5KW増設 5.1KW既設
- 6 建築物の位置 土浦市常名字大山3965
- 7 敷 地 面 積 6723.71㎡

建築基準法第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年11月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和48年11月29日後2時
- 2 聴 聞 場 所 稲敷郡牛久町大字柏田字河原代原3607-119
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
ゴルフ練習場のクラブハウスの新築
- 4 申請者住所氏名 稲敷郡牛久町大字柏田3607-2  
張 替 清 志
- 5 建築物構造規模 木造平家建セメント瓦葺 50.06㎡
- 6 建築物の位置 稲敷郡牛久町大字柏田字河原代原3607-119
- 7 敷 地 面 積 496.0㎡

- 1 聴 聞 期 日 昭和48年12月1日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 水戸市城東2丁目457
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの  
(カメラ部品組立工場)
- 4 申請者住所氏名 水戸市城東2丁目5番18号  
株式会社トーカイカメラ  
代表取締役 渡 辺 孝 一
- 5 建築物構造規模 鉄骨造3階建 延面積1,081.20㎡  
原動機45.85KW増設 8.55KW既設
- 6 建築物の位置 水戸市城東2丁目457
- 7 敷 地 面 積 1,067.00㎡

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和48年12月4日 午後2時
  - 2 聴 聞 場 所 竜ヶ崎市光順田2865の2
  - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
料理店を営む建築物(飲食店から用途変更)
  - 4 申請者住所氏名 竜ヶ崎市光順田2865の2  
藤 原 康 三
  - 5 建築物構造規模 木造2階建 延面積136.20㎡ 用途変更
  - 6 建築物の位置 竜ヶ崎市光順田2865の2
  - 7 敷 地 面 積 172.2㎡

**正 誤**

昭和48年10月16日付茨城県報号外中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	正	誤
28	4	昭和48年茨城県条例 第51号	昭和48年茨城県条例 第 号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所